

11月は

# 自転車マナーアップ強化月間

正しい交通マナーを再確認し自転車ルールを守って、交通事故をなくしましょう。  
☎総務交通室(佐竹台1☎6872・6136FAX6872・1652)。

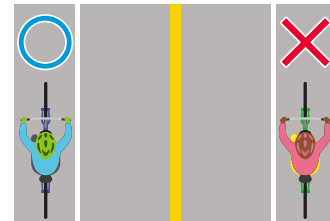


## ⚠️ 自転車は原則、車道を通行しましょう

道路交通法で軽車両に分類される自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。右側通行は左側通行をしている自転車やバイク、自動車などとすれ違うときに、ぶつかる危険があるのでやめましょう。

自転車は原則車道を通行しなければなりません。次の場合は歩道を通行できます。ただし、歩道は歩行者優先です。通行するときは車道側を徐行し、歩行者の妨げになるときは止まりましょう。

- 道路標識や道路標示で指定されている。
- 運転者が12歳以下の子供、70歳以上の人、障がいのある人。
- 道路工事や連続駐車などで車道の通行が困難、車道の幅がせまく接触事故の危険がある。



## ⚠️ ながらスマホはやめましょう

ながらスマホは、画面に集中して視野が狭くなることで、注意力が落ち、周囲の状況や危険に気づくことが遅れてしまいます。

そのため、人混みでぶつかったり、車両などにはねられてけがを負ったり、他人を巻き込む事故を引き起こし損害賠償につながったりする恐れがあります。

また、警戒心が薄れることで、ひたくりや不審者に狙われやすくなることも。スマートフォンは必ず安全な場所に止まってから操作するようにしましょう。



## 放置自転車の減少で駅前環境が良好に

自転車利用者のマナー向上によって、自転車放置禁止区域内の放置台数は減少しており、駅前広場や周辺道路は、安全な通行環境や景観が保たれつつあります。休日や夜間でも、市営自転車駐車場や最寄りの自転車駐車場を利用するなど、引き続き協力をお願いします。

**自転車コールセンター ☎6310・8222 午前9時30分～午後6時30分(12月29日休～1月3日月は休み)**

移送された自転車・原動機付自転車の問い合わせや保管所の案内、市営自転車駐車場の場所・使用時間の案内など。

